

令和6年3月出雲市選挙管理委員会定例会 会議録

令和6年3月1日（金）午前9時30分、出雲市選挙管理委員会定例会を招集し、市民応接室で開催した。

1. 会議に出席した委員

選挙管理委員会委員長	岸	和	之
選挙管理委員会委員（委員長職務代理者）	川	瀬	吉
選挙管理委員会委員	藤	原	君
選挙管理委員会委員	原		市

2. 傍聴者 なし

3. 配布資料 別添のとおり

開会

(岸委員長) 令和6年3月の選挙管理委員会定例会を開会します。

1. 議事

(岸委員長) 議第1号 永久選挙人名簿に係る公職選挙法第28条第1項第1号及び第2号の抹消並びに定時登録について事務局から説明願います。

(事務局) 資料に基づき説明

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第1号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第1号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第2号 直接請求に必要な法定署名数を定めることについて説明願います。

(事務局) 議第1号で承認いただいた名簿登録者総数140,650人に、それぞれ3分の1、6分の1、50分の1を乗じて得た数について、小数点以下を切り上げた数を法定署名数として定めるものです。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第2号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第2号について承認します。

【衆議院島根県第1区選出議員補欠選挙関係議題】

(岸委員長) 続いて、議第3号 選挙人名簿の登録の移替えを延期することの決定について説明願います。

(事務局) 選挙人名簿に登録されている者が、当該市町村の区域内の他の投票区に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録の移替えをしなければならないこととなっています。ただし、任期満了による選挙以外については、選挙を行うべき事由が生じた日

(令和5年11月10日)から選挙の期日(4月28日)までの期間は、登録の移替えを延期することができることとされています。今回の補欠選挙では、選挙人名簿の調製や投票所入場券の作成に当たり、4月5日から4月28日までの間、選挙人名簿の登録の移替えを延期します。したがって、4月5日以降に市内で転居した場合であっても、転居前の住所地で投票することになります。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第3号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第3号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第4号 不在者投票の事務を取り扱う場所の決定について説明願います。

(事務局) 不在者投票の事務を取り扱う場所(不在者投票を管理する場所)を定めるものです。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第4号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第4号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第5号 不在者投票用紙等の告示日以前における郵便等をもって発送開始する日の決定について説明願います。

(事務局) 不在者投票の投票用紙及び投票用封筒は、選挙期日の告示日以前でも交付の請求を受けることができますが、この場合において、市町村の選挙管理委員会は、請求のあった不在者投票用紙等を当該告示日以前において郵便等をもって発送するときは、その発送を開始する日を定めることとされています。今回の補欠選挙においては、告示日以前における郵便等をもって発送を開始する日を、告示日である4月16日とするものです。なお、在外選挙人が帰国して不在者投票用紙等の交付を請求する場合においても、同様の取扱いとなります。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第5号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第5号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第6号 在外選挙人の国内における投票を行わせることができる期日前投票所の指定について説明願います。

(事務局) 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員選挙において投票をしようとするものの国内における投票のうち、期日前投票については、市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所（以下「指定期日前投票所」という。）において、行わせることができることとされています。また、在外選挙人の国内における投票を行わせることができる期日前投票所を指定した場合は、告示しなければならないこととされています。今回の選挙における指定期日前投票所として、旧平田教育会館を指定するものです。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第6号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第6号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第7号 指定施設における不在者投票の公正な実施の確保の方法について説明願います。

(事務局) 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせることでその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされています。指定施設からの依頼に基づき、市選挙管理委員会において、県選挙管理委員会が派遣する者、市選挙管理委員会書記、県職員、市職員のうちから選定した者を外部立会人として派遣し、又は市選挙管理委員会書記による巡視を実施します。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。まず、私の方から質問があります。指定施設での不在者投票はどのような流れで実施するのですか。

(事務局) まず、市内の指定施設に対して、不在者投票の実施予定の有無を調査します。そのうえで、不在者投票を実施する指定施設に対して、外部立会人の派遣又は巡視の希望有無を調査します。

(原委員) 指定施設はどのようなところがあって、どのように決めるのですか。また、ど

のくらいの指定施設が外部立会人や巡視を希望されるのですか。

(事務局) 指定施設には、病院、老人ホーム、障がい者施設等があります。また、指定施設の決定については、例えば新しい病院や介護施設等ができた場合などには、施設側から県選管に申請した後、県選管と施設所在地の市町村選管が適切な投票会場であるかなどを現地調査して決定します。現在、市内には50の指定施設がありますが、昨年の県選挙の際は、外部立会人の派遣を希望されたのが16施設、巡視を希望されたのが13施設でした。

(岸委員長) その他にご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第7号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第7号について承認します。

2. 報告事項

(岸委員長) 次に、報告事項です。報第1号 18歳到達者へのお知らせハガキ送付について説明願います。

(事務局) 資料に基づき説明

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、報第1号については、説明のとおり承りました。

(岸委員長) 続いて、報第2号 令和3年4月11日執行の出雲市議会議員一般選挙に係る候補者の選挙運動費用収支報告書の訂正について説明願います。

(事務局) 資料に基づき説明

(岸委員長) 事務局から説明がありました。私の方から1点質問ですが、収支報告書の要旨に記載されている各候補者の収入額と支出額は一致しない方が多数おられますが、これはどのような理由によるものですか。

(事務局) 収入には、寄附金とその他の収入があります。その他の収入とは、借入金や自己資金等です。寄附金や自己資金等を使って選挙運動を行い、当初の見込みより支出が少なくなれば、収支は一致なくなります。法の趣旨としては、選挙運動に関する収支報告をするよう定めたもので、収支の一致までは求められたものではありません。

(岸委員長) その他にご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、報第2号については、説明のとおり承りました。

3. その他

(岸委員長) 次に、その他事項1 次回の選挙管理委員会の日程について説明願います。

(事務局) 次回の選挙管理委員会定例会は、令和6年4月3日水曜日午前9時30分から市民応接室で開催予定です。

(岸委員長) 以上をもちまして、令和6年3月の選挙管理委員会定例会を閉会します。

(閉会：午前10時05分)

令和6年3月出雲市選挙管理委員会定例会 議題

令和6年(2024)3月1日(金)
午前9時30分～
於 出雲市役所 市民応接室

議第1号 永久選挙人名簿に係る公職選挙法第28条第1項第1号及び第2号の抹消並びに定時登録について

(人)

項 目	男	女	計
令和6年2月1日現在の名簿登録者総数	67,138	72,845	139,983
1号該当(2.1～2.29)死亡	-74	-80	-154
2号該当(10.1～10.31)転出	-77	-82	-159
定 時 登 録 者 数	525	455	980
令和6年3月1日現在の名簿登録者総数	67,512	73,138	140,650
令和6年3月1日現在の在外選挙人名簿登録者数	10	29	39
合 計	67,522	73,167	140,689

※140,650人の地域別内訳

	出雲地域	平田地域	佐田地域	多伎地域	湖陵地域	大社地域	斐川地域
	76,298	19,932	2,515	2,737	4,224	11,638	23,306
令和6年2月1日比	455	39	2	8	14	28	121
令和5年12月1日比	1	-81	-8	-17	-18	-45	10

議第2号 直接請求に必要な法定署名数を定めることについて

- (1) 3分の1の数 46,884人
議会の解散に係る請求(地方自治法第76条第1項)
議員の解職の請求(地方自治法第80条第1項)
市長の解職の請求(地方自治法第81条第1項)
副市長・選挙管理委員・監査委員の解職の請求(地方自治法第86条第1項)
教育長・教育委員の解職の請求(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項)
- (2) 6分の1の数 23,442人
合併協議会設置協議を選挙人の投票に付する請求
(市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項)
- (3) 50分の1の数 2,813人
条例の制定・改廃に係る請求(地方自治法第74条第1項)
監査に係る請求(地方自治法第75条第1項)
合併協議会設置の請求(市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項)

【衆議院島根県第1区選出議員補欠選挙関係議題】・・・別紙

【報告事項】

報第1号 18歳到達者へのお知らせハガキ送付について（3月定時登録）

- (1) 対象者数 371人
- (2) 発送予定 3月上旬
- (3) 送付実績

(人)

	6月	9月	12月	3月	合計
令和元年度	249	216	455	412	1,332
令和2年度	390	448	431	366	1,635
令和3年度	415	441	422	364	1,642
令和4年度	432	392	454	418	1,696
令和5年度	369	410	347	371	1,497

報第2号 令和3年4月11日執行の出雲市議会議員一般選挙に係る候補者の選挙運動費用収支報告書の訂正について

令和6年2月22日付で選挙運動費用収支報告書の訂正願が提出されました。これにより、令和3年選挙管理委員会告示第34号で公表した候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨を訂正する必要があるため、当該要旨の訂正告示を行います。

【その他】

1 次回の選挙管理委員会の日程について

- (1) 日時 令和6年4月3日（水） 午前9時30分～
- (2) 場所 出雲市役所 市民応接室
- (3) 内容 ① 永久選挙人名簿に係る公職選挙法第28条第1項第1号及び第2号の抹消について
② 衆議院島根県第1区選出議員補欠選挙関係議題

○今後の日程

日程	内容	出席者
令和6年 3月 1日(金)	選管定例会 9:30～ 市民応接室	全委員
3月12日(火)	立候補予定者説明会(県選管主催) 13:30～ 島根県庁講堂	—
3月19日(火)	広報いずも発行 (選挙お知らせ記事、平田地域限定全戸配布チラシ)	—
4月 3日(水)	選管定例会 9:30～ 市民応接室	全委員

議題3号 選挙人名簿の登録の移替えを延期することの決定

(案) 令和6年4月5日から同年4月28日までとする。

【根拠法令】公職選挙法施行令第17条

議第4号 不在者投票の事務を取り扱う場所の決定 【告示事項】

(案) 旧平田教育会館（出雲市平田町2791番地1）とする。

【根拠法令】公職選挙法第49条

議第5号 不在者投票用紙等の告示日以前における郵便等をもって発送開始する日の決定

(案) 令和6年4月16日とする。

【根拠法令】公職選挙法施行令第53条、第65条の13

議第6号 在外選挙人の国内における投票を行わせることができる期日前投票所の指定

【告示事項】

(案) 旧平田教育会館（出雲市平田町2791番地1）とする。

【根拠法令】公職選挙法第48条の2・第49条の2、公職選挙法施行令第65条の13

議第7号 指定施設における不在者投票の公正な実施の確保の方法について

(案) 外部立会人の派遣又は選挙管理委員会書記による巡視を行う。

【根拠法令】公職選挙法第49条